

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

甲県の県立高等学校の教員であるAは、休日の午後7時頃から知人らと居酒屋でビールや焼酎などを飲んで午後11時頃帰宅し、就寝した。Aは、翌日の午前7時30分頃、出勤のため、自家用車で自宅を出たが、赤信号で停止していたときに、脇見運転をしていた後続車に追突された（以下、この追突事故を「本件事故」という。）。本件事故の通報を受けて事故現場に到着した警察官が、Aの飲酒運転を疑い、呼気検査をしたところ、呼気中のアルコール濃度が法令で定められた基準を上回っていたため、Aは検挙され、道路交通法違反（酒気帯び運転）による罰金刑を受けた。なお、Aは、自動車運転免許を取得してから約30年になるが、これまでに飲酒運転で検挙されたことはなかった。

甲県においては、従来、1度の酒気帯び運転のみを理由に公務員を懲戒免職にした例はなかったが、飲酒運転への厳しい制裁を求める社会的風潮などを考慮して、本件事故の約2か月前に、甲県の公務員が酒気帯び運転または酒酔い運転をした場合には、その回数や事情を問わず、原則として懲戒免職にするという処分基準を定めて公表していた。Aが酒気帯び運転をしたことを知った甲県教育委員会は、Aに対して、所定の手続を履践して懲戒免職処分（以下「本件処分」という。）をした。

Aは、本件処分を受けた時点で、定年まで1年を残すのみであったが、これまで公務員法上の懲戒処分を受けたことはなく、むしろ、熱心な教師として評判が良く、度々表彰を受けるほどであった。Aは、本件処分によって長年の功績や人格も否定されたように感じ、甲県人事委員会に、法定の期間内に不服申立てを行ったが、当該不服申立てを棄却する裁決を受けたので、甲県を被告とする本件処分の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を出訴期間内に提起し、本件処分の違法性を主張している。

〔設問〕

1. 本件処分が違法であるか否かについて、Aにとって有利な事情および不利な事情を具体的に指摘しながら論じなさい。（30点）
2. 本件訴訟の係属中に、Aが、甲県の教員が定年退職となる年齢を迎えた場合において、本件訴訟に係るAの訴えの利益が消滅するか否かについて論じなさい。なお、定年退職者の再任用の制度については考慮に入れなくてよい。（20点）

資料 地方公務員法 （抜粋）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2～4 (略)

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(不利益処分に関する説明書の交付)

第49条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2～4 (略)

(不服申立て)

第49条の2 前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

2、3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第51条の2 第49条第1項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。